

令和3年4月23日

保護者・生徒の皆様へ

県立姫路西高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について

兵庫県が4月25日から5月11日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、今後の教育活動については、一層の感染防止対策を施したうえで実施します。以下、本県に緊急事態宣言が発出されている間の教育活動における主な要点を示します。なお、今後の情勢によっては内容が変わる場合もありますので、学校からの情報にはご留意願います。

- ① 県外における教育活動は行わない。ただし、2年生の修学旅行は、現時点では当初の日程で実施可能とされているので、情勢を鑑みつつ準備を進める。
- ② 校外から大人数を呼び込むような校内行事は、原則自粛する。
- ③ 生徒自身はもとより、同居の家族が発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しない。（「出席停止」の措置をとる。）
- ④ 感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。
日常生活においては、マスクの着用、毎日の検温、手洗い、換気などを徹底して行う。食事の際には席の配置に留意し、食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
- ⑤ 不要不急の外出を自粛する。
- ⑥ 部活動について。
 - ・活動時間を極力短くし、県外の活動・合宿は実施しない。
 - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる。
 - ・更衣室や部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
 - ・公式戦や大会等は、感染防止対策を講じ、無観客で行う。（予定）

部活動の集大成をめざしたり、勉強に集中しようとしたりなど、様々な思いを抱きながら生徒の皆さんが前向きに歩もうとしている中、三たび緊急事態宣言が発出され、自制を求められる生活がさらに長引くこととなりました。しかし、文化祭がどうにか開催できたのも生徒の皆さんが高い意識を持って日々過ごしてくれていたからだと思います。生徒、保護者そして教職員が力を合わせてこの苦境を乗り越えていけるようご協力をお願いします。

なお、心のケアが必要と思われましたら、本校教職員、キャンパスカウンセラー、もしくは外部の相談機関などに相談してください。